

第13 津波防災教育・啓発

1 津波避難のための教育啓発

津波から命を守る上で最も大切なことは、堤防等のハード対策に依存することなく、津波災害からの避難を各自が徹底することです。

平成27年4月に配布を行った本市のハザードマップ『防災ガイドブック』を活用した普及活動を行うとともに、防災訓練や講習会などの様々な機会をとらえ、津波の特性や避難時の心得、避難方法等について教育・啓発活動を実施するものとします。

2 津波防災教育・啓発の取組み

「津波対策の推進に関する法律」により、毎年11月5日が“津波防災の日”と定められており、また第70回国連総会本会議（平成27年12月）において、同日が“世界津波の日”に制定されています。本市においても、円滑な津波避難体制を確立するため、国民的に気運の高まるこの時期にあわせ、積極的に津波防災訓練を実施するものとします。

参考

令和2年度豊橋市津波防災訓練の様子 【令和2年10月31日実施】

